

- 官民連携プラットフォームの加入団体の共同実施により、統一的な相談窓口・支援の試行。
- 相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備、関係団体相互の連携強化により、孤独・孤立で悩む方々をきめ細やかに支援。

実施体制

- 官民連携プラットフォーム分科会3の担当幹事団体が中心となって本事業の実施に向けて検討、企画。
※分科会3テーマ「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- 相談対応、地域での支援について官民連携プラットフォーム加入団体の協力を得る。
- 各自治体、警察、福祉事務所、自立支援機関等へ協力依頼。

協力団体

- 【窓口での相談対応】
相談業務の実績のあるNPO法人・民間団体など
- 【地域での支援対応等】
深刻な状況において面談・同行支援に対応いただける地域の支援団体や、専門分野の支援団体など

実施方法

- 統一番号（#9999、フリーダイヤル）、統一名称を設定
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる
分野の例：孤独・孤立の悩み、女性の悩み、性別の違和、外国語相談、18歳以下 他
- 相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体につなげる。
※民間事業者に委託し、各協力団体の相談員等の謝金等の支払い、シフト表の調整、相談記録の整理 等を行う。
※相談記録票、相談対応の基本方針やつなぎ先のマニュアルを作成、共有。⇒ 分析・検証に生かす
- 各期ごとに手法の改善を行いつつ、相談から支援につなぐモデルの構築に重点を置いた試行を行う。

実施時期

令和4年	7月 7日	第1期開始（1週間）
	8月30日	第2期開始（1週間）
	12月 1日	第3期開始（1日）
令和5年	12月28日	第4期開始（1週間）
	3月16日	PF分科会3で今後の方策の検討・中間整理
	12月15日	第5期開始（約3週間）
令和6年	5月 2日	第6期開始（5日）
	12月25日	第7期開始（10日間）

分析・検証、成果

- 応答率、利用者数の時間帯別等の変化、年代等の属性、相談分野や対応の種類（傾聴、情報提供・助言、面談、同行支援、関係機関との連携など）ごとの状況等进行分析、検証。
- 相談窓口の効果的な連携体制や相談から支援へのスムーズな連携・引継ぎの在り方を整理。人材育成の強化に必要な方策も整理。

⇒統一・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続

あなたはひとりじゃない（孤独・孤立対策ウェブサイト）

一般向けページ （サイトトップページ）

令和 3 年
11月 2 日公開

自動応答によるチャットボットにより、約150の国の支援制度や相談窓口の中から、利用者の悩みに応じたものを紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのFAQや専門家からのヒント等を掲載。

悩みに対応する国の支援制度・相談窓口を紹介

ボット(国) あなたが困っていること、悩んでいることはどのようなことですか。 生活、住まい、仕事 生活や仕事に関する悩み 生活、健康 結婚、出産 子育て 一緒に暮らしている人との関係 介護（家事や買い物、運転、通院、入浴などのお世話し） 経済的困窮、経済的困窮 病気、療養、在宅医療や在宅ケアの困り 交通手段、災害 新型コロナウイルス関係 食生活や生活習慣に関する悩みがない	ボット(国) ありがとうございます。あなたを支援する窓口を紹介します。 ボット(国) 【生活・福祉サポート事業】 高齢者や子育て困難者などによる高齢・高齢者の心身の不調に関する相談支援を受けることができます。また、多岐にわたる相談を受けることができます。 【生活費】 生活に困窮している人、あるいは、生活に困窮している人への支援 【生活費】 お住まいの市町村、高齢・福祉サポート事業と連携してまいります。 ボット(国) 【生活費サポート事業】 高齢者や子育て困難者などによる高齢・高齢者の心身の不調に関する相談支援を受けることができます。また、多岐にわたる相談を受けることができます。 【生活費】 生活に困窮している人、あるいは、生活に困窮している人への支援 【生活費】 お住まいの市町村、高齢・福祉サポート事業と連携してまいります。 ボット(国) ひとりで悩む はじめてみる
---	---

FAQ

皆さんからのよくあるご質問

Q1.なぜ孤独・孤立対策が必要？

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しています。

これは、単に個人の社会的孤立として、最近から顕在化することがあるという考えのもと、令和2年に国、道、自治体、民間、企業で構成する関係者会議が設置されました。



専門家からのヒント

まずは相談してみましょう

全国のさまざまな相談窓口にいる社会福祉士の目線から、相談窓口を活用することのメリットと活用するためのポイントを教えていただきました。

ヒントを讀んで、ぜひ相談窓口を上手に活用してみてください。



【サイトバナー・QRコード】

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/>

18歳以下向けページ （サイト内ページ）

令和 3 年
8月17日公開

自動応答によるチャットボットにより、利用者の悩みに応じた相談窓口を紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのQ&A等を掲載。

悩みに対応する相談窓口を紹介

ボット(国) あなたに当てはまるものをえらんでください。 小学校1・2年生 小学校3・4年生 小学校5・6年生 中学生 15～18歳	ボット(国) ありがとうございます。 お話ができる相談窓口を紹介します。 ボット(国) 【いのちSOS】 電話番号：0120-061-338 受付時間：月 24時間、火～日 10:00～24:00 ボット(国) 【子どもの人権110番】 電話番号：0120-007-110 受付時間：平日8:30～17:15
---	---

悩みを抱えている方の質問や回答

孤独・孤立対策推進室が答えます
みなさんからの質問

Q 悩みごとって1人で解決するものですか？

A いいえ、悩みごとは1人で解決するものではありません。1人で悩みをかかえていると、だんだん気持ちが重くなる場合があります。

まずは周りの人や相談窓口でお話してみるのはいかがでしょうか。誰かにたよることは、決してはざかしいことでもありません。

【サイトバナー・QRコード】

18歳以下のみなさんへ

悩みを相談できる窓口をご紹介します

探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/under18/>

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（内閣府孤独・孤立対策推進室）

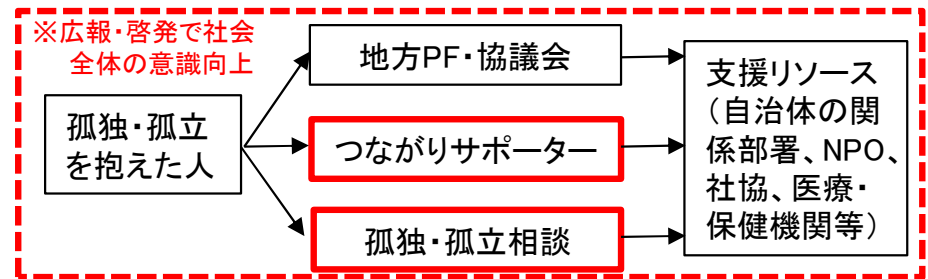
6年度補正予算額 4.1億円

事業概要・目的

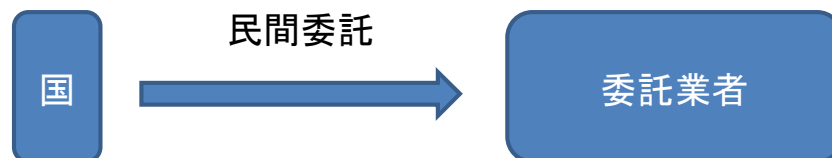
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①身の周りの孤独・孤立を抱えている人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成、②全国統一相談窓口から地域の支援につながる仕組みの構築に取り組めます。
- また、③毎年5月の孤独・孤立対策強化月間での集中的な広報に加え、月間以外でも孤独・孤立対策キャンペーン等効果的な広報に取り組むことで、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- つながりサポーター養成講座を、地方PF交付金対象自治体のほかにも広く実施するとともに、子ども向け・上級者向け講座開発に取り組むことでより広い層への普及を図ります。
- 孤独・孤立相談は、統一番号による電話相談実施に加え、オンライン居場所を兼ねたメタバース相談試行、IT・AIの活用による相談業務効率化に取り組めます。
- 月間中にNPO等と連携して実施するイベント開催準備やHP等による広報を実施するとともに、広報・相談の両方に使えるメタバース空間の構築に取り組めます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものです。

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策の推進体制①

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- 孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、内閣府特命担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）
構成員	総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 環境大臣 上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 ⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長	内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

孤独・孤立対策の推進体制②

推進本部開催実績

○第1回（令和6年4月19日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて
- （3）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

・運営要領及び推進会議の設置について本部決定、これまでの対策の振り返り、新たな重点計画策定に向けた進め方について説明、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より説明

○第2回（令和6年6月11日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）について
- （2）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」について本部決定、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より報告

推進会議開催実績

○第1回（令和6年5月14日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて（関係者ヒアリング）

・会議の趣旨・運営等について説明、法に基づく新たな孤独・孤立対策重点計画策定に向けて、関係者ヒアリング（埼玉県、千葉県市原市、全国版官民連携プラットフォーム）を実施

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定）のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者等の立場に立った施策の推進
（3）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進